

川崎区



■人口 210,839人 ■世帯数 100,076世帯
■面積 40.25 km²
(平成19年10月1日現在)



■区の概況

- 市の最も東側に位置し、北側には東京都境となる多摩川が流れており、JR川崎駅及び京浜急行川崎駅を起点に東京湾に広がった平坦な地形をしています。
- 生活地域は、川崎駅を中心とした商業地よりの中央地区、多摩川よりの大師地区、横浜市よりの田島地区の3つの地区に分かれています。
- 人口が20万を超える5区のうち1区ですが、市内で、15歳未満の年少人口の割合が最も低い上、65歳以上の老年人口の割合が最も高く、少子高齢化が進んでいます。ひとり暮らし世帯が4割を超える4区のうち1区であり、特に、ひとり暮らし高齢者が市内で最も多くなっています。また、市内で唯一、昼間人口が常住（夜間）人口を上回っており、外国人人口も市内で最も多くなっています。
- 「ものづくり」のまち、産業のまちとして発展してきましたが、近年は、高度な技術や情報を駆使した先端技術産業、人や環境に貢献する産業が発展してきており、地域活力のあるまちづくりが進められています。
- 臨海部は、京浜工業地帯の中心として、国の経済成長に寄与してきましたが、近年では、産業構造の変化により、大規模工場等の跡地利用における緑の創出や広域防災拠点としての整備が進められています。
- 川崎大師、東海道川崎宿、産業文化財等の歴史的財産や東京湾、多摩川等の自然環境を活かした地域の活性化が進められています。

■まちの現状と課題

●近隣とのつながりの希薄化

大規模集合住宅の建設に伴う新たな住民の増加をはじめとして、地域コミュニティが変わる中、地域における人と人とのつながりが薄れてきています。

●高齢化の進行

65歳以上の老年人口が市内で最も多く、特に、要介護等認定者やひとり暮らし高齢者が市内で最も多くなっています。一方、元気な高齢者が様々な活動に参加し活躍しています。

●保健福祉活動の担い手不足

様々な保健福祉活動が活発に行われている一方、担い手の高齢化や新しい担い手がないという状況があります。

●子どもを取り巻く課題の解決

家庭の養育力の低下、育児の不安や負担感の増大、子どもへの虐待、発達障害児や外国籍児童等を取り巻く状況、子どもの居場所づくり等、子どもの成長に応じた課題解決のための総合的な支援が必要です。

●効果的な情報伝達の必要性

区内では、様々な保健福祉活動が行われていますが、必要な情報を必要とする人に必要とする時に、的確に届けることが重要です。

■第1期計画での取組事例

●地域の縁側（えんがわ）づくり（身近な交流の場の整備）

概要

誰もが気軽に立ち寄り話をしたり、困りごとを相談したり、行事や勉強会を開催することができるような、地域住民が気がねなく交流できる身近な場づくりに取り組みました。

実施状況

現在、7か所で「地域の縁側」が立ち上がっており、各縁側は、音楽、体操、ものづくり等を中心にふれあいの場として、公共施設、町内会館、小学校等で実施されています。

また、「地域の縁側」は、地域の自発性に拠った手法での拡充を目指しており、区は、企画の調整、広報、健康教育の実施等の支援をしています。



「地域の縁側」の活動の様子

ボランティア育成講座等の実施

広く区民や地域福祉活動を行っている方等への各種講演会や講座等を開催することにより、「地域の縁側」ひいては地域福祉の普及啓発や人材育成に取り組みました。



ものづくり指導法講座の様子

●地域福祉推進会議（仮称）の創設

概要

社会福祉協議会、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他関係機関、公募区民等保健福祉にかかわる団体や個人が参加し、地域の課題を地域で検討し、課題の解決に向けた活動をするしくみづくりに取り組みました。

実施状況

川崎地区、大師地区、田島地区の3地区にて、「地域の縁側づくりプロジェクトチーム」をつくり、区民と区が協働して、「地域の縁側」実現に向け検討を行いました。地区の課題や現状を踏まえ話し合いを行い、「地域の縁側」のモデル実施から本格実施へとつなげていく中で、保健福祉のネットワークづくりを推進しました。

●福祉関連産業創出への支援

概要

ユニバーサルデザイン（※1）の観点からモノづくりを見直し、利用者が望む住宅、生活用品、サービスの提供等、地域の生活の質を高める福祉関連産業の創出や高齢中所得者層が安心して利用できる「安心ハウス」（※2）事業を支援しました。

実施状況

本庁事業局と連携し、福祉関連産業や「安心ハウス」に関する講演会等を通して、普及啓発に取り組みました。

※1 ユニバーサルデザイン = あらゆる年齢、性別、体型、障害の有無や程度にかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。

※2「安心ハウス」 = 民間事業者等が運営する厚生年金程度の金額で安心して利用できる高齢中所得者向けの有料老人ホーム、グループホーム、賃貸住宅等のことです。

■第2期計画へ向けた課題への対応

●身近に集える場所をつくっていくこと

地域において、人と人とのふれあい、支え合い、助け合いができる範囲は、町内会・自治会の範囲であるとの意見が多く、誰もが気がねなく集まれ、信頼関係を築くためには、より小さい地域での交流の場づくりが必要と考えます。

●健康でいきいき暮らすために工夫をしていくこと

健康で暮らすためには、自分自身で楽しみを持ち、仲間やグループ活動等へ参加することが大切であり、また、外へ出られない人への声かけや見守りも必要です。さらに、食生活を考えることも大切です。

●元気高齢者の活動支援を充実させること

地域活動の担い手として、元気高齢者や定年退職した男性等のシニア世代の活躍が期待されています。そのため、活動を支援する体制の充実が必要であり、また、人材の掘り起こしも大切です。

●区民と行政が協働して地域福祉を推進すること

区民一人ひとりが、地域福祉の担い手であるという意識を高め、また、区が地域に出向き、意見を聴く中から地域の状況を把握することにより、協働して地域の実情にあった地域福祉を進めることができると考えます。

●子どもの成長に沿った総合的な支援を行うこと

子どもの支援関係機関、施設等との連携や地域との協働により、区内の子どもに関する複合的な課題に対する横断的、継続的な支援を行います。

●情報を効果的に提供していくこと

地域の現状を把握し、わかりやすく伝えることが必要です。そのため、電子や紙等様々な媒体を使う必要がありますが、その中でも、各会等に出向き、区が身近な場所で情報提供することも大切です。

■第2期計画における「計画の理念」

「住みなれたところで安心して健やかに暮らせるまち」
をめざして

第1期計画での取組をさらに充実させ、一人ひとりが地域の保健や福祉について考え、力を合わせて活動することにより、安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

■第2期計画における重点的な取組

第2期計画を策定するにあたり、第1期計画と同様にシンボル・プロジェクトを設定し、計画を牽引していくという位置づけを継続しました。地域状況や社会情勢の変化、第1期計画の進捗状況、区民の意見を反映し、次のように取り組みます。

シンボル
事業1

地域の縁側（えんがわ）づくり事業

ふれあいのきっかけとなるような「地域の縁側」づくりを支援します。

考え方

- 誰もが気軽に立ち寄り状況を話したり、困りごとを相談したり、季節の行事を楽しんだり、勉強会を行ったりできる、地域住民が気がねなく交流できる身近な縁側のようなスペースが必要です。
- 近隣とのつながりが薄れてきており、より一層“地域力”の重要性が増している中、そのきっかけづくりとなるようなふれあいの場が必要です。
- 第1期計画でもシンボル事業として位置づけ、現在、7か所の「地域の縁側」が立ち上がっていますが、より一層の推進の必要性があります。
- 地域住民のニーズに応じた、相談、制度や地域資源の紹介、関係者との連携、内容の企画等、地域福祉コーディネーターが必要となります。
- 第1期計画でシンボル事業として位置づけた「地域福祉推進会議（仮称）の創設」は、当事業の中で検討、解決していけるものとし、当事業にて取り組みます。

進め方

【区民・民間団体と区が協働して行う取組】

- 「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」（※3）における活動のPR、各種講演会や講座、町内会・自治会への回覧、区民向け説明会等を通して、広く区民に対して普及啓発を行います。
- 「地域の縁側」の推進は、制度的、画一的に整備するのではなく、地域の実情に合った、自発性に拠った手法で進めます。
- 「地域の縁側」の課題である障害者の参加や世代間交流を増やすことについては、先進地域の事例から学んだり、モデル的实施を企画する等を検討します。

※3 「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」 = 子育てを応援する市民グループ、運動や食生活を通して健康づくりを目指すグループ、区が協働して実施します。

○縁側類似活動団体との交流や情報交換を図り、地域における活動ネットワークが広がるように支援します。

○地域福祉コーディネーターの育成と発掘を、関係機関と協力して実施します。

【区民・民間団体の取組】

○既存の「地域の縁側」は、新たな立ち上げ団体への活動開始までの支援や内容等実務的なアドバイスを行います。

【区の取組】

○既存の「地域の縁側」への企画の調整、広報、健康教育の実施等の支援を継続し、新たな立ち上げ団体へも同様に支援していきます。

シンボル 事業2

運動で元気アップ事業

健康づくり、介護予防のために、運動の定着化を支援します。

考え方

○介護保険制度が制定され、要支援、要介護状態の高齢者が、在宅で様々な介護サービスを利用できるようになりましたが、一方、要支援、要介護状態とならないための支援も必要となってきました。

○元気な高齢者等シニア世代が様々な活動に参加し活躍しており、高齢者であっても自分の役割、生きがいを持って活躍している方々の力をより一層活かしていく必要があります。

○健康づくりや介護予防の普及啓発には、地域の保健福祉団体との協働が必要となります。

○住民の身近な場所で気軽に、楽しく、継続して参加でき、また、効果のある普及啓発の方法や体制づくりが必要です。

進め方

【区民・民間団体と区が協働して行う取組】

○社会福祉協議会、町内会・自治会、老人クラブ、各地区民生委員児童委員協議会、ヘルスパートナーかわさき（運動普及推進員）

（※4）、川崎地区食生活改善推進員連絡協議会（ヘルスマイト）

（※5）、ウォーキングの推進団体等、地域で健康づくりや介護予防の活動を行っている保健福祉団体と協働し、健康づくりや介護予防の考え方を普及啓発するとともに、その活動を支援します。

○シニア世代の力を活かしながら「ほほえみ元気体操」（※6）を、多くの団体等に取り入れてもらい、介護予防のための運動の実践を定着させます。

○ウォーキング推進員の地域での活動、ウォーキングイベント等を通して、実際に運動に取り組む区民を増やすと共に、介護予防の考え方の普及啓発を図ります。



ウォーキング推進員の活動の様子



「ほほえみ元気体操」発表会の様子

※4 ヘルスパートナーかわさき（運動普及推進員） = 運動を通して健康づくりを目指すボランティア団体です。

※5 川崎地区食生活改善推進員連絡協議会（ヘルスマイト） = 食生活を通して健康づくりを目指すボランティア団体です。

※6 「ほほえみ元気体操」 = 区民と区で考えた介護予防のための体操です。

シンボル
事業3

「まちの情報」集約・発信事業

情報が必要とする人に必要とする時に伝わるように取り組みます。

考え方

- インターネットをはじめとして様々な情報媒体がありますが、幅広い世代がそれらを利用できているとは限りません。
- 区内では、保健福祉関連の様々な活動が行われていますが、必要な情報が必要とする人に必要とする時に、的確に届く体制づくりが重要です。
- 活動を行っている団体では、新しい参加者やボランティアに参加してほしいが、周知啓発が難しいという問題も抱えています。
- 区役所内の情報が、分野の違う団体へも届くような工夫が求められます。

進め方

【区民・民間団体と区が協働して行う取組】

- 保健福祉団体等と協働し、まちで活動している保健福祉団体の情報を集約し、わかりやすく、入手しやすく、新しい情報が発信できる方法を検討します。
- 「地域の縁側」や地域福祉コーディネーター等、身近なところから情報が伝わるような体制を検討します。

【区取組】

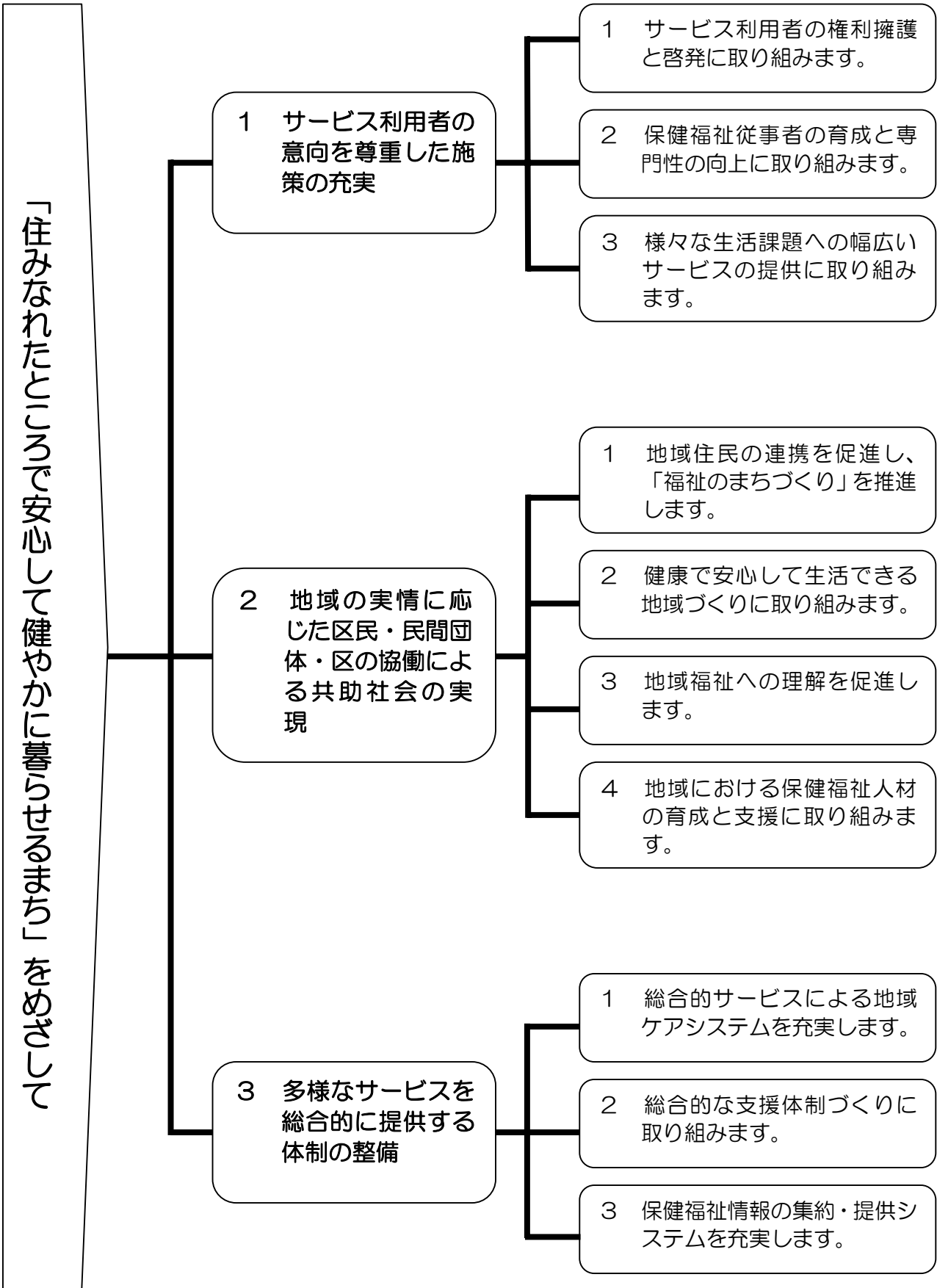
- 集約した「まちの情報」は、市政だよりやホームページ等に掲載し、広く区民に周知、広報します。
- 情報の周知、広報は、保健福祉センター各種健診、講座や健康出前講座等、区民により身近な場や直接区民と接する中で行うようにします。
- 情報の集約・発信にあたっては、区役所内の関係部署間の連携、協力により、情報の分断が起きないように工夫します。

川崎区地域福祉計画 体系図

●計画の理念

●基本目標

●基本方針



川 崎 区 の 取 組

基本目標 1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

誰もが、当然に必要なサービスや支援を受けるために、必要なサービスや支援を受ける人と提供する人とは対等な関係であり、受ける人の意思が十分に尊重される施策を充実します。

基本方針 1 サービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます

誰もが、その人らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助や適切なサービスを受けることができるように取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 保健福祉サービス制度への理解の促進	そもそもどのようなサービスがあるのかを知ることが必要です。検診や健診日程、各種講座や教室等の年間予定が、広く区民に伝わるようにします。	●市政だより川崎区版特別号の発行
2 認知症高齢者や障害者等支援が必要な区民への対策の充実	認知症や障害者等、判断能力が十分でない区民を支援するための社会資源や制度の普及啓発を図ります。	●川崎区徘徊高齢者SOSネットワーク事業の普及啓発 （徘徊高齢者の安全を守り、その家族への支援） ●成年後見制度の普及啓発 （判断能力が十分でない方の財産管理や権利の保護とその生活の支援） ●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発 （川崎市あんしんセンターによる、契約能力のある方の財産や生活等に関する相談、各種サービスの提供）
3 子ども、男女平等等にかかわる人権侵害の救済	子どもへの虐待、いじめ、学校とのトラブル等子どもに関する人権侵害から救済するための制度の普及啓発を図ります。 性差別、セクハラ、配偶者からの暴力（DV）等男女平等に関する人権侵害から救済するための制度の普及啓発を図ります。	●人権オンブズパーソン制度の周知 （子どもや男女平等等にかかわる人権侵害に対して、簡易に安心して相談ができる人権の救済機関）

基本方針 2 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます

地域福祉の推進に向け、区民が本当に必要とするサービスを提供できるように、保健福祉従事者の育成とその専門性の向上に取り組みます。また、地域課題の解決のために、保健福祉関係者との連携を強化します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 保健福祉関係者との連携強化	保健福祉関係者等で構成される各会の開催により、情報交換や地域課題の共有を図り、日常的な協力関係を築きます。また、社会福祉協議会との連携や協力を通して、地域福祉を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア運営委員会の開催（高齢者への区レベルの支援体制の協議） ●地域包括ケア連絡会議との連携、協力（高齢者への身近な支援体制の協議） ●自立支援協議会の開催（障害者への支援体制の協議） ●こども総合支援ネットワーク会議の開催（子どもへの支援体制の協議） ●要保護児童対策協議会実務者会議の開催（虐待やいじめ等要保護児童への対策の協議） ●子育て支援関係機関連絡会の開催（子育てへの支援体制の協議） ●社会福祉協議会との連携、協力
2 保健福祉従事者の育成支援の充実	地域福祉の推進のためには、利用者が必要とするサービスを適切に提供できる保健福祉従事者が必要です。研修等を通して、専門性やサービスの質が向上するように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保健福祉従事者向け研修の開催
3 民生委員・児童委員との連携強化	研修の内容や計画等を各地区民生委員児童委員協議会と連携し、検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区民生委員児童委員協議会との連携 ●各地区子育てサロンの運営支援

基本方針3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます

区民の様々な生活課題やニーズに対して、柔軟に対応し、区民の視点に立った幅広いサービスの提供に取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 社会的に孤立しがちな区民に対する相談の充実	介護が必要な人、障害のある人、閉じこもりの人、配偶者からの暴力（DV）を受けている人、児童虐待を受けている子ども等、社会的に孤立しがちな区民に対する相談を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談の実施
2 外国籍の区民が窓口で安心して相談できる体制の充実	市内で最も多くの外国籍区民が生活している中、外国籍区民の方が、窓口で安心して相談できるような体制づくりを充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●外国語版母子手帳の交付 ●外国籍育児教室の実施 ●子育てガイドさんぼみちの発行
3 ホームレスの健康支援	結核罹患率が市内で最も高く、また、ホームレス対策が行われている中、健康支援の立場からホームレスの結核集団検診を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームレスの集団検診（結核）の実施

基本目標2 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働による共助社会の実現

誰もが、保健福祉の受け手であると同時に、その担い手でもあるということに気づき、自ら積極的に参加することが求められており、地域にかかわる全ての人々が共に協力しながら、保健福祉をつくりあげていきます。

基本方針1 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します

地域住民同士のつながりが薄れてきていますが、近隣住民が助け合いながらお互いの生活を支え合っていけるまちづくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 身近な交流の場の整備	地域の中で、何気なく日常的にふれあいながら、誰もが、気がねなく話をしたり、相談し合ったり、学んだりできる交流の場をつくります。	●地域の縁側づくり事業の推進（シンボル事業1）
2 住民の主体的活動への支援	区民一人ひとりが、保健福祉の担い手であり受け手でもあるため、一人ひとりが自ら参加し、それぞれが持っている力を発揮できるように支援します。	●地域の縁側づくり事業の推進（シンボル事業1）

基本方針2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます

誰もが、住み慣れた地域の中で、いつまでも健康でいきいきとした生活を送れるような地域づくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 高齢者のための事業の充実	65歳以上の老年人口や要介護等認定者が市内で最も多く、高齢化が進んでいるため、高齢者へのサービスを充実します。	●運動で元気アップ事業の推進（シンボル事業2） ●各種講座や教室等の実施 ●健康出前講座の実施（専門職員が出向いて、口腔、栄養、運動、生活習慣病予防等の講座を実施） ●認知症予防のための普及啓発

2 子どもと母親のための事業の充実	<p>地域社会の将来を担う子ども達が、健やかに生まれかつ成長していくための事業を充実します。その中では、食育について考えていくことも大切です。</p> <p>また、子育ての孤立化等の厳しい社会環境の中で子育てをしている方への事業を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」の実施 ●各種講座や教室等の実施 ●健康出前講座の実施
3 介護予防、健康づくり事業の充実	<p>65歳以上の老年人口や要介護等認定者が市内で最も多く高齢化が進んでいるため、元気な高齢者への介護予防と共に、生活機能が低下した高齢者への支援を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運動で元気アップ事業の推進（シンボル事業2） ●「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」の実施 ●各種講座や教室等の実施 ●健康出前講座の実施 ●いこい元気広場への紹介（老人いこいの家での健康指導教室）
4 子どもから高齢者までの見守り体制の充実	<p>子どもの犯罪被害の増加やひとり暮らし高齢者が市内で最も多いという状況等を踏まえ、安全で安心なまちづくりを充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者見守りネットワークの推進 ●子どもの安全確保対策の実施（「地域見守り看板」の掲出）
5 関係組織・機関・行政との連携の強化	<p>保健福祉関係者間で情報交換を行い、地域の実情を共有していくことにより、より一層のサービスや支援の向上に繋がるように、連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターとの連携（高齢者への支援） ●地域生活支援センターとの連携（障害者への支援） ●地域子育て支援センターとの連携（子育てへの支援） ●ヘルスパートナーかわさき（運動普及推進員）との連携 ●川崎地区食生活改善推進員連絡協議会（ヘルスマイト）との連携 ●健康づくり推進会議の開催（健康課題の解決に向けた会議）

基本方針3 地域福祉への理解を促進します

地域福祉活動は、区民一人ひとりが積極的に参加し、地域にかかわる人が協力し合ってつくっていくものであるため、地域福祉への理解と関心を深め、活動に参加するきっかけづくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 区民の地域福祉に対する理解を深めるための啓発の充実	<p>地域福祉に関する講演会や講座等を開催することにより、広く区民や地域福祉活動を行っている方等への啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉及び地域福祉計画に関する講演会等の開催 ●地域福祉活動者のための各種講座等の実施
2 関係組織・機関・行政との連携の強化	<p>誰もが地域で、安心してその人らしく暮らせるまちづくりを目指し、住民の福祉活動への理解と参加を促し、共に活動を推進していくという視点から、社会福祉協議会との日常的な連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会との連携

基本方針4 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます

保健福祉団体のスタッフの高齢化やリーダー的人材の不足が言われている中、保健福祉の担い手である区民が、地域社会における保健福祉人材として、それぞれの関心にあった多様な活動ができるように、育成と支援に取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 元気高齢者の人材育成と支援の充実	多くの元気に生活している高齢者が持っている経験や知識を活かし、ボランティアとして様々な活動へ参加できるように取り組みます。	●地域福祉活動者のための各種講座等の実施
2 熟年男性の人材育成と支援の充実	地域とのかかわりが少ないと言われている男性も、気軽に生きがいを持ちながら地域に根ざした生活が送れるように支援します。	●シニア世代の地域デビュー活動の実施 （高齢男性のためのボランティア講座、男性料理教室等の実施）
3 父親の育児参加への普及啓発の充実	安心して子育てをするために、父親の育児参加への普及啓発に取り組みます。父親が参加しやすいイベントを行うことにより、男性の育児参加を促進します。	●両親学級の実施 ●男性の育児参加促進事業の実施 （保育園や地域子育て支援センターで父親が参加しやすい親子ふれあい遊びを実施）
4 学生の保健福祉教育への支援の充実	核家族化の進展等により、子ども達が地域とふれあう機会が減っていますが、ボランティア体験学習等による様々な人々との交流を通して、地域福祉への理解と関心が深まるように支援します。	●中・高校生のボランティア体験学習、現場実習への受入 ●市民活動交流フェスティバルへの受入 （社会福祉協議会、教育文化会館と協働し、市民活動団体の交流や学習、活動PR等を実施）
5 関係組織・機関・行政との連携の強化	保健福祉関係者間で情報交換を行い、地域の実情を共有していくことにより、より一層のサービスや支援の向上につながるよう、連携を強化します。	●子育てボランティア講座の実施 （社会福祉協議会、教育文化会館、療育センター等との連携）

基本目標3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備

画一的なサービスや支援では、区民の様々なニーズに的確に応えることはできないため、区民一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供する体制をつくります。

基本方針1 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します

多様化している保健福祉サービスを、総合的に提供できる環境づくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 保健・医療・福祉が連携し、区独自のネットワークづくりの推進	関係機関の連携やネットワークの強化を図り、協働して、高齢者、障害者、子ども等への支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア運営委員会の開催 ●地域包括ケア連絡会議との連携、協力 ●自立支援協議会の開催 ●こども総合支援ネットワーク会議の開催 ●要保護児童対策協議会実務者会議の開催 ●子育て支援関係機関連絡会の開催
2 高齢者、障害者等が地域で安全、快適に暮らすことができるまちづくりの推進	<p>歩道や広場等に放置された自転車は、ベビーカーや車いす等の通行の妨げとなるため、自転車利用マナーの啓発に取り組みます。</p> <p>地域包括支援センター等と協働し、認知症高齢者を地域で支えるシステムづくりを推進します。</p> <p>子どもへの虐待が増える中、要保護児童への支援体制を充実します。</p> <p>障害児・者、高齢者等災害時に支援が必要な区民への支援制度について、民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織と連携しながら普及啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ベビーカーや車いすが安心して通行できるまちに向けた啓発の実施 ●高齢者に関する地域ケア体制の充実 ●子どもへの虐待やいじめ等要保護児童への支援体制の充実 ●災害時要援護者避難支援制度の普及啓発
3 NPO法人やボランティア団体の活動支援や協働の推進	地域福祉の担い手として、NPO法人やボランティア団体の力は大きいので、その活動を支援することは大切です。活動拠点の啓発、活動団体のネットワークづくりや活動PRへの支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動コーナーの活用促進（打合わせや印刷作業等の機能の提供） ●地域福祉活動者のための各種講座等の実施 ●市民活動交流フェスティバルへの支援

基本方針2 総合的な支援体制づくりに取り組みます

誰もが、安心して相談や支援を受けることができる体制づくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 相談、支援体制の充実	保健・医療・福祉の分野にとらわれない質の高い相談、支援ができる体制を整備します。	●地区を担当する行政職員の育成（オーガナイズできる能力育成）
2 外国籍区民への支援体制の充実	日本語を母語としない子どもや保護者のために、通訳や翻訳の支援を行い、母語でコミュニケーションをとれるようにします。	●通訳及び翻訳バンクの実施

3 子どもへの支援体制の充実	区役所に「(仮称) こども支援室」を設置し、地域の総合的な子ども支援拠点として関係機関等と連携し、妊娠期から青少年期まで成長過程に応じた施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期から学童期への継続した支援の実施 ●学校、保育所、地域子育て支援センター、幼稚園、こども文化センター等との連携 ●こども相談の充実 ●子どもへの虐待、いじめ、不登校等要保護児童対策の実施 ●発達障害児への支援の実施 ●区役所と教育（学校）との連携強化
4 障害児・者と地域住民との交流の機会の充実	地域全体が、障害児・者への理解を深め、身近な活動を通してふれあえたり、障害児・者が持つ力を活かせる場を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」への参加の促進 ●市民活動交流フェスティバルへの参加の促進 ●地域交流会への参加の促進（精神障害者の交流） ●いきいき生活講座、OB会への参加の促進（脳卒中で、麻痺がある仲間との交流） ●発達障害児への地域支援の促進 ●地域の縁側への参加の促進
5 行政職員の育成	地域活動等について、行政職員がより理解を深め、行政内で連携を強化し、意識を同じくするために、職員向け研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●行政職員向け研修の実施

基本方針3 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します

必要とする人に必要とする情報が伝わり、分散している情報や埋もれている情報が効果的に伝わるシステムづくりに取り組みます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 保健・医療・福祉・子育て等新しい情報の集約及び身近な場所で入手できる方法の整備	区民と協働し、保健福祉団体の情報を集約し、わかりやすい形で、入手しやすく、新しい情報を発信する方法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「まちの情報」集約・発信事業の推進（シンボル事業3）
2 わかりやすく身近な情報提供の充実	集約した「まちの情報」は、市政だよりやホームページ等に掲載することにより、広く区民への周知、広報を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「まちの情報」集約・発信事業の推進（シンボル事業3） ●市政だより川崎区版特別号の発行 ●こども支援総合ページの充実
3 行政職員が身近な場へ出向く等、より身近な場での情報提供の充実	情報の周知、広報は、保健福祉センター各種健診、講座や健康出前講座等、区民により身近な場や直接区民と接する中で行うように、情報提供について充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「まちの情報」集約・発信事業の推進（シンボル事業3）



第2期川崎区地域福祉計画の概要

～計画期間は平成20年度から3年間～

区民の皆さんの主体性、自発性、創造性を発揮する
区民・民間団体等の参画を基本にします。

区の地域課題を自ら解決するしくみとして・・・

《計画の理念》

「住みなれたところを安心して健やかに暮らせるまち」をめざして

【シンボル事業】

1 地域の縁側づくり事業

- 地域住民が気がねなく交流できる身近な縁側のようなスペースを整備します。
- 小学校区～町内会・自治会単位を基本とし、地域の実情に合わせ、自発性に拠った手法で推進します。

2 運動で元気アップ事業

- いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるような地域づくりに取り組みます。
- 保健福祉団体等と協働し、健康づくり、介護予防のための運動を普及啓発していきます。

3 「まちの情報」集約・発信事業

- 必要な情報が必要とする人に必要とする時に届くよう取り組みます。
- 保健福祉団体等と協働し、保健福祉団体の情報を集約・発信できる方法を検討します。また、情報の周知、広報は、区民により身近な場において行います。

区民・民間団体等の参画

区民、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、自主活動グループ、各種事業所、NPO 法人、ボランティア団体、商店街関係者、その他各種団体

社会福祉協議会

区役所、健康福祉ステーション

【区の特徴】

- 人口 210,839 人、100,076 世帯。(平成 19 年 10 月 1 日現在)
- 高齢化が進んでおり、要介護等認定者やひとり暮らし高齢者が多い。
(65 歳以上老年人口 40,221 人(全市 213,220 人)(平成 19 年 10 月 1 日現在)、要介護等認定者数 6,642 人(全市 33,595 人)(平成 19 年 10 月 1 日現在)、ひとり暮らし高齢者数 7,685 人(全市 32,877 人)(平成 17 年国勢調査))
- 外国人登録人口が多い。(11,135 人(全市 30,279 人)(平成 19 年 10 月 1 日現在))
- 昼間人口が常住(夜間)人口より多い。(昼間人口 257,521 人、常住(夜間)人口 203,256 人(平成 17 年国勢調査))
- 生活保護率が高い。(平成 18 年度平均 41.97‰(全市 17.88‰))
- 結核罹患率が高い。(結核罹患率 57.9(全市 26.1)(平成 18 年))
- 児童虐待相談・通告件数が多い。(平成 18 年度 100 件(全市 564 件))

【基本目標と基本方針】

- 1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
 - 1 サービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。
 - 2 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます。
 - 3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。
- 2 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働による共助社会の実現
 - 1 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。
※地域の縁側づくり事業【シンボル事業1】
 - 2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
※運動で元気アップ事業【シンボル事業2】
 - 3 地域福祉への理解を促進します。
 - 4 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。
- 3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備
 - 1 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。
 - 2 総合的な支援体制づくりに取り組みます。
 - 3 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。
※「まちの情報」集約・発信事業【シンボル事業3】